

一般質問（自転車安全通行に関する啓発）

自由クラブ 奥村昇次

通告に従い、「自転車安全利用に関する啓発」について、質問致します。

このところ、テレビ番組で、自転車の交通違反に関する話題が多く、特に、いきなり「赤切符」で裁判所マターになることが強調され、自転車を日常的に使用している人々を不安に陥れています。自転車の交通ルールは、自動車免許取得や更新時に、ほんの僅かしか学ばないのが実情と言えます。最近の小中学校では、自転車通行ルールを学ぶと聞いていますが、自転車通行の基本ルールのみで、複雑な詳細ルールまでは、教えていないと聞いています。

ここで、自転車の安全通行に関する詳細ルールの具体例について、2点ほどお聞きしますが、そのルールを理解されていますでしょうか？

事例1、「自転車通行可の歩道」では、自転車の走行方向はどちらが正しいのでしょうか？

①自動車の通行方向と同じ左側通行 ②自転車通行方向は自由

正式なルールは、②自転車通行方向は自由が正解です

事例2、交差点を直進したい自転車が、車道を走る際、左折レーンがある場合、左折レーンと直進レーンのどのレーンを走るのが正しいのでしょうか？ ①一番道路の端の左折レーンを通行する

②直進レーンを通行する

正式なルールは、左折レーンを通行して、交差点で直進するが正解です。

この様に、自転車の正式なルールについては、全ての人が正しく理解しているとは言えない状況だと考えます。

又、高蔵寺駅のコンコースでは、特に朝の通勤通学時に人でゴッタ返しますが、ルール違反のスピードを出した自転車が、接触ストレスで通り抜けて行きます。この様に、自転車の通行ルールが分かり辛いという点やルール無視の自転車通行が、他の市内のあちこちで見受けられることを受けて、以下の3点質問をさせていただきます。

■小項目1の質問ですが、昨年度の市内における人身事故の件数と、その内、自転車に関係する人身事故の件数についてお尋ねします

■小項目2の質問です、通常の車道の内、特に自転車が通行できる歩道や自転車通行帯について「自転車歩道通行可」「自転車歩行者道」「自転車専用通行帯」があると思いますが、市内におけるそれらの箇所数と延長距離についてお尋ねします

■小項目3の質問です、自転車に係る交通ルールやマナーは複雑であり、全ての自転車利用者がきちんと理解した上で走行しているとは言い難いです。全ての年齢に対し、啓発への取り組みが必要と考えますが、現状の取り組みについてお尋ねします。

以上、壇上での質問を終わらせて頂きます。

【回答】

- (1) 令和3年中の市内における人身事故の件数は、1,101件で、交通事故死傷者数につきましては、1,311人でございました。その内、自転車に関係する人身事故につきましては、自転車を利用とした交通事故死傷者として公表されており、その人数は、301人でございました。
- (2) 議員ご質問の「自転車歩行者道」につきましては、道路交通法上では定義がなく、道路標識等により自転車が歩道を通行することができる区間である「自転車歩道通行可」の箇所数と延長距離としてお答えします。市内における箇所数と延長距離については、「自転車歩道通行可」は、交通規制を所管する愛知

県警察に確認したところ、市内、144ヶ所あり、延べ183km強でございます。

- (3) 自転車に係る交通ルールやマナーについての啓発の現状の取り組みとしては、自転車を使用した参加体験型の交通安全教室を、小中学校では、児童・生徒を対象として、また地域団体、老人クラブ等、特に高齢者の集まりなどにおいて開催をしております。また、春・夏・秋・冬の季節ごとに実施しています交通安全運動期間では、様々な催事を通じて、人の集まる開催場所で、幅広い年齢の方々に対し、自転車安全利用についての啓発も積極的に行っているところでございます。

<2回目>

それぞれご回答ありがとうございました。

■小項目1の回答で、自転車に関係する人身事故数は、23%、4人に1人弱ということがわかりました、車両事故に比べ、警察を呼ぶ場合が少ないことを考えると、実際は、もう少し高い割合だと思えます。

■小項目2の回答で、市内の「自転車で通行可能な歩道」延長距離は、全体道路の14%程度ということがわかりました。

■小項目3についての2回目の質問です

自転車利用者が「自転車で通行可能な歩道」をきちんと把握できていないことで、知らず知らずのうちに通行禁止場所を通行してしまうことが起こり得ます、仙台市のHPに掲載されています、自転車の危険な15項目の図示によるわかりやすい資料が大変参考になると思えますが、春日井市に於いても、更なる自転車利用に係る市民が知っておくべき交通ルールと「自転車が通行可能な歩道」の周知・啓発に対する取り組みについてお尋ねします。

【回答】

自転車利用に係る基本的な交通ルールとして、自転車は道路交通法上、車道走行が原則であること。また、通行可能な歩道であっても、歩行者優先で徐行しなければならないといった交通ルールが徹底される様、今後に於いても、交通安全教室や様々なキャンペーンをはじめ市ホームページ等に於いて、改めて周知・啓発してまいります。そうした中、自転車が通行可能な歩道の周知につきましては、自転車を利用する際に、標識や道路標示等により一目でわかるよう整備されていることが効果的であると考えられますので、警察や道路管理者とともに、他市の取り組み事例等を参考に調査研究してまいります。

<3回目>

標識や道路標示などの整備を前向きに検討頂けるというご回答ありがとうございました。

最後に、改めて、「自転車が通行可能な歩道」の周知についてお願いですが、「市内の自転車通行可能なマップ」を作る提案をさせていただきます。

春日井市を西部、中部、東部と3エリアに重なる部分も含め分割し、その道路MAPで、自転車が通行可能な歩道を明示することで、自転車が、危険な車両道路を通らなくても済んだり、歩行者が自転車も通行可能と予め理解することで、お互いに注意することになると思えます。

自転車は、大変便利ですが、交通事故の人身事故の1/4程度を占め、更に潜在的に多くの事故やヒヤリ事例があると思えます。今回の「赤切符」騒動をキッカケに、自転車の安全通行について、大体わかっているではなく、市民に具体的で明確なルールの説明そして、「一目でわかる自転車通行可能歩道の標示やMAP作り等により、市民が安心して自転車を利用できる様にして頂くことを期待して質問を終わらせて頂きます。」